

## 準会員の加入の申し出について

県内に事務所を置く、一部事務組合から次のとおり、あいち電子自治体推進協議会への参加申し出がありました。

### 1 申出内容

| 項目<br>申出団体 | 構成市町村   | 参加を希望する事業                                    | 申出年月日     |
|------------|---------|--|-----------|
| 五条広域事務組合   | 清須市、あま市 | あいち電子調達共同システム（CALS/EC）<br>あいち電子調達共同システム（物品等） | 平成29年4月3日 |

### 2 協議会参加に係る取扱い

① 平成16年度第2回総会決議に基づき、特定の事業に参加する準会員とする。

#### ② 参加時期

平成30年4月1日

#### ③ 経費負担について

当該一部事務組合を構成する市町が、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）及びあいち電子調達共同システム（物品等）の事業に参加していることから、当該一部事務組合からの負担金は免除とする。

ただし、当該一部事務組合の参加に伴う個別のシステム改修費等の実費相当分は負担するものとする。

<参考>

**あいち電子自治体推進協議会における準会員の取り扱いについて**

(平成17年3月25日あいち電子自治体推進協議会第2回定期総会議決)

(準会員の参加基準)

会則第3条に定める準会員は、県内に事務所を置く次の各号のいずれかに該当する団体で、協議会が行う特定の事業のみに参加するものとする。

- (1) 地方自治法第1条の3に定める地方公共団体のみで設立された団体
- (2) 同条に定める地方公共団体のみが出資(出捐)する団体
- (3) その他準会員として総会において特に承認された団体

(協議会への入退会手続)

- 1 準会員として協議会に入会し、または退会する場合は、入退会を行う前年度の9月末までに協議会に申し出を行い、前年度の総会で承認を得るものとする。
- 2 年度途中の入退会は、認めない。

(負担金支払の免除)

上記「準会員の参加基準」(1)に定める団体が準会員として事業に参加する場合で、当該団体の構成団体すべてが会員として当該事業に参加している場合は、負担金の支払いを免除するものとする。